

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問Q&A

中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業

平成 26 年 11 月

よくある質問Q&A 目次

1. 助成対象事業者について	Q.1～Q.7	P.1
2. 助成対象事業について	Q.1～Q.9	P.1
3. 助成対象経費について	Q.1～Q.5	P.2
4. 交付の条件について	Q.1～Q.6	P.3
5. 申請について	Q.1～Q.21	P.4
6. 交付決定後について	Q.1～Q.23	P.6
7. その他	Q.1～Q.8	P.10

1. 助成対象事業者について

Q1 病院、社会福祉施設の設置者又は管理者は助成の対象となりますか？

A1 病院、社会福祉施設の設置者又は管理者は、直接助成対象事業者にはなれません。ESCO事業者とのシェアード・セイビングス契約を通じて、創エネ機器等を設置する場合に、ESCO事業者に対して助成事業を行います。同意書を提出して、間接的に助成事業を享受できます。

Q2 中小医療施設又は福祉施設の規模は、どの位ですか？

A2 本手続きの手引き4ページに記載しているとおり、医療施設では対象となる病床が20床以上、200床未満が対象となります。また福祉施設では、利用定員28人以上200人未満が対象となります。

Q3 手引きの4ページから6ページに記載されている福祉施設が、全部助成対象施設となりますか？

A3 該当ページに記載の福祉施設には、公的機関設置施設も含まれています。福祉施設の設置者に助成事業対象施設に該当しているかを確認の上、申請してください。

Q4 リース事業者又はESCO事業者は助成対象事業者となりますか？

A4 助成対象事業者になります。「手続きの手引き」の「1.5.1. 助成対象事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。

Q5 国又は地方公共団体等とは何ですか？

A5 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国及び地方公共団体の出資若しくは費用負担の比率が50%を超える法人のことです。

Q6 共同申請を行った場合、どの事業者が助成対象事業者となりますか？

A6 共同申請を行ったすべての事業者が助成対象事業者となります。

Q7 外資系企業でも助成対象となりますか？

A7 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1. 助成事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けてください。

2. 助成対象事業について

Q1 小規模事業でも申請できますか？

A1 公社が定める助成要件は、CGS（エネファームを含む）を設置することと、エネルギーマネジメントを実施することを条件に、蓄電池を併設した太陽光発電設備、LED照明器具及び空気調和設備を設置して、最大需要電力の5%を削減することが条件となっています。この条件を満足するものであれば、規模は問いません。

Q2 使用する燃料の天然ガスとは何ですか？

Q2 天然ガス又は液化天然ガスのほか、これらガスを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動

に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号)別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガスの1.1倍未満のものです。都市ガスなどがこれに該当します。

Q3 既設の発電設備やCGSを新品のCGSに更新する場合は、助成の対象になりますか？

A3 助成の対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.3 助成対象事業」に示す全ての要件を満たすことが必要です。

Q4 CGSを設置する場所は、中小医療・福祉施設に該当しますが、施設内に看護師用の宿舎も対象となりますか？

A4 助成事業対象施設が、実施要綱及び交付要綱に合致しているのであれば、助成対象となります。

Q5 既存ボイラと発電機をCGSに置き換えたいが、蒸気量を現状と同じにすると、発電能力が大きくなってしまいが、助成対象ですか？

A5 公社が定める「高効率なCGSであること」の条件を満たすものであれば、助成対象となります。申請時には必要蒸気量の根拠等を明示していただくようお願いします。

Q6 助成対象設備はCGSが対象となっていますが、CGSのバックアップ機器としての高効率給湯器(潜熱回収型又はヒートポンプ方式の給湯器)は助成対象設備と認められますか？

A6 CGSの故障や定期修理等に対応するバックアップ機器ではありますが、助成対象外となります。

Q7 電気空調からガス空調への更新について、効率は1次エネルギー換算したものでの比較でよいか？

A7 1次エネルギー換算の比較で結構です。

Q8 以下のものは助成対象経費に入るか？

①CGSの停電時に配線する自立盤以降の工事費

②CGSからジェネリンクへの温水配管

③助成対象機器の防音壁

A8 ①自立盤以降の工事費は対象外です。

②ジェネリンクが新設で空調機器であれば配管配線もジェネリンクまで助成対象です。

③防音壁は対象外です。

Q9 当病院は、建物が築後40年以上経過し、老朽化もあり、建替えを予定しているが、付帯事業として高齢者住宅についても同一建物に建築する計画あり、定員28人以上の高齢者住宅も助成事業対象施設となるか？

A9 病院が200床未満の病院であれば、病院として申請可能です。なお高齢者住宅は、手引きのP4~P6に記載された福祉施設に該当しませんので、助成対象外となります。

3. 助成対象経費について

Q1 申請可能な設備を具体的に教えてください。

A 1 助成対象経費は、設計費、設備費、工事費等です。詳細は、「手続きの手引き」の「1.5.4 助成対象経費」の表及び注書きをご確認ください。

Q 2 助成金の交付対象とならない経費は、どのような経費ですか？

A 2 主として、次に掲げる経費です。詳細は「手続きの手引き」の「1.5.4 助成対象経費」の注書きを参照してください。

①土地の取得及び賃借に要する経費

②過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

③中古の設備に係る経費

④交付決定以前に発注先が決定している経費

Q 3 『1.5.4 助成対象経費』に制御装置、操作盤の記載があるが、インバータ等の制御装置は助成対象か？若しくはポンプ類やファン類のインバータ制御は空気調和設備に該当すると判断できるか？

A 3 CGS には、インバータは不要と考えますが、空調用ポンプ類及びファン類のインバータは助成対象となります。

Q 4 『1.5.4 助成対象経費』に計測装置の記載があるが、対象範囲は導入設備の関連する計測装置が対象か？それ以外の計測ポイントも対象となるか？

A 4 計測装置の範囲は、CGS の効率を計測する計測装置のみが助成対象です。太陽光発電設備、LED 照明器具及び空気調和設備に対する計測機器は助成対象外です。

Q 5 30 億円の基金が無くなった場合、いずれかの年度で追加拠出される可能性はあるか？

A 5 30 億円の基金がなくなり次第、本助成事業は募集を停止する予定です。

4. 交付の条件について

Q 1 助成対象事業に係る工事を発注する際に、入札又は複数者からの見積書の徴取が必要になるのはなぜですか？

A 1 発注先の選定にあたり公平かつ透明性を確保していただくためです。

Q 2 本助成金以外に助成金その他の給付金を受給することは可能ですか？

A 2 本助成金以外に都が支給する助成金その他の給付金等を受給することは認めていませんが、国や他の地方公共団体の助成金その他の給付金等を受給することは可能です。このとき、CGS に係る経費に関しては、助成対象経費の2分の1を上回って受給することはできませんので御注意ください。

Q 3 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A 3 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。しかしながら、本事業の助成金を受けた設備については、その法定耐用年数期間内（CGS については15年）の適切な管理と処分制限が設けられています。そのため、法定耐用年数期間内は、リース契約期間後において、助成事業実施施設所有者等への譲渡又は再リース契約等を締結いただく必要があります。

Q4 「レンタル」、「割賦」等の契約でも申請可能ですか？

A4 「レンタル」については助成対象となりません。ただし、法定耐用年数以上同一の場所で同一の利用者が使用するものと認められる場合は、対象とします。

また、レンタル料金は、助成金分が減額されていることを証明できる書類を提出してください。

Q5 法定耐用年数は、どのようにして調べられますか？

A5 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)をご参照ください。

Q6 BOS(停電対応ブラックアウトスタート)仕様は、採択や審査項目等にまったく関係ないということでしょうか？

また、予算オーバーする場合にも採択されやすい等の影響はあるのか？

A6 災害時にはコージェネレーションシステムからの電力供給を可能な限り図ることとしてください。

予算オーバーするような場合には、BOS対応した案件を優先するなどの一定の条件を設ける場合もあります。

5. 申請について

Q1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A1 公社のホームページから、無料でダウンロードできますので、こちらをご利用ください。

ホームページアドレス (<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/netuden/>)

Q2 助成金の交付決定は、先着順ですか？

A2 交付の決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について、審査を行い交付決定いたします。

Q3 提出書類の提出方法について教えてください。

A3 提出の際には、公社へ事前連絡をし、公社へ持参してください。

Q4 交付決定前の事業開始も助成対象となりますか？

A4 交付決定前の事業開始は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q5 同一のESCO事業者が異なる複数の事業を申請することは可能ですか？

A5 1施設1申請を原則とします。よって、助成事業対象施設が異なれば可能です。

Q6 申請時の見積書は、設計会社のもので良いですか？

A6 見積内容が適切であれば、参考見積書としては結構です。参考見積書には設計会社名と見積作成者の担当印及び社印が必要です。ただし、上記A4に記載した例外措置で交付決定前に、工事業者が決定している場合は、複数の工事業者の見積書と見積比較表が必要です。

- Q7 本助成事業以外の工事を並行して行う場合、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応はどのような対応が適切ですか？
- A7 一括で見積書が作成されている場合は、見積書を助成対象と対象外とに分けてください（機器、工事及び諸経費）。また、経費内訳書に明確に区分できるように、経費内訳明細書等を作成し、参考見積書から経費内訳書への転記が明確に分かるように、記載してください。助成対象経費として申請した中に、助成対象外の費用が含まれる場合は、全て助成対象外となりますので、御注意ください。
- Q8 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、ESCO事業者は工事業者等に支払は行いませんが、共同申請しなければならないのですか？
- A8 共同申請する必要があります。金銭の支払いの有無に関わらず、リース会社とESCO事業者の共同申請となります。
- Q9 ESCO事業とリース契約の組合せを検討しているが、どの事業者と共同申請となりますか？
- A9 リース事業者及びESCO事業者の2者の共同申請となります。
- Q10 ESCO事業者が設備をリースバックするスキームの事業を検討している。共同申請者であるESCO事業者からリース事業者への売却に対して、利益排除は必要ですか？
- A10 必要です。個別にご相談ください。
（リースバック：自分で購入したものをリース会社に売却し、自ら売却したもののリースを受けること）
- Q11 申請締切り後から交付決定までの間に審査状況について確認は可能ですか？
- A11 個々の審査状況については、お答えできませんが、全体の予算に対する申請状況についての回答は可能です。
- Q12 年間エネルギー使用量のスパン（年度）は、自社の事業年度設定期間でよいですか？
- A12 交付申請時に提出していただく年間エネルギー使用量のスパンは、4月から翌年の3月までの1年間で年度とし、作成提出してください。このデータは、申請時の実績値も同様です。
- Q13 「助成対象事業の実施に係る同意書」（第21号様式）はどのような場合に必要ですか？
- A13 全ての申請で必要となります。今回の助成事業は、中小医療・福祉施設に対してESCO事業を行うESCO事業者等に助成金が支払われます。中小医療・福祉施設の所有者は、事業実施期間中及び事業実施終了後に、創エネ機器等の設置、管理及び当該設備を譲渡された場合の設備の管理、経理処理、都又は公社が行う調査、指導及び助言に従うことに、同意する旨の書類（第21号様式）が必要となります。
- Q14 「交付申請書（1枚目）」（第1号様式）の作成に注意すべきことはありますか？
- A14 ①申請事業者名、住所、代表者職氏名が商業登記簿謄本のおりとなっているかを確認します。
②捺印は登録印（代表者印として印鑑登録済の印章）を使用してください。
- Q15 「現況を示す写真」を提出する際に、改修予定設備全ての写真（空調・照明）が必要か？

A15 型番別に代表写真（機器本体・銘板・設置）を添付してください。

Q16 リース契約で、リース期間中のリース料金を全額前受金として受領する契約内容でもよいか？

A16 リース契約がリース期間中継続されるのであれば、前受金を受領しても差し支えありません。

Q17 太陽光用のパワーコンディショナと蓄電池用のパワーコンディショナが一体となっている製品がありますが、それも対象設備に含むことができますか？

A17 太陽光発電用パワーコンディショナと蓄電池用パワーコンディショナが兼用となっている場合は、当該費用を1/2に等分し、各々の費用に割り振ってください。

Q18 法人登記簿謄本は、医療施設・福祉施設分も必要ですか？

A18 必ずしも必要になる訳ではありませんが、助成事業対象施設に公的資金が50%以上入っていないことを証明できる書類として、法人登記簿謄本が必要になる場合があります。

Q19 本助成事業の対象設備は、CGS、太陽光発電設備（蓄電池）、LED照明器具及び空気調和設備となっているが、ESCO契約内に他の設備の更新を含めて契約しても、助成対象となるか？

A19 助成事業として申請可能ですが、助成対象経費と助成対象外経費が明確にわかるように、見積書等その他書類において記載されていることが必要です。

Q20 助成事業対象施設が、出資や運営費用の内訳として公的資金を50%以上受けていないことをどのような書類で確認したらよいのか？

A20 運営費については、事業活動収支内訳表という書類がありますので、社会福祉施設の運営者に詳細を確認し、運営費及び出資の公的資金の比率が50%未満である書類を提出してください。

Q21 公的資金が50%を超えた社会福祉法人への助成事業対象施設から除外されていますが、社会福祉法人の公的資金に関する規制がかかる範囲は、どこですか？

A21 社会福祉法人の設立時の基本金に対する公的資金の出資比率が、50%以上であれば助成事業対象施設から除外します。

また事業活動収支計算書及び資金収支計算書に記載された公的基金（介護保険料を除く）の比率が50%を超える社会福祉法人は、助成事業対象施設から除外します。

6. 交付決定後について

Q1 助成事業の開始日を契約日としていますが、複数の業者と契約締結する場合、事業の開始日は、いつになるのですか？

A1 助成事業を構成する工事等のうち、最初の契約締結が事業開始日となります。なお、助成対象設備を含む工事契約の最初の契約をもって、工事開始日となります。

Q2 助成対象と助成対象外工事等（創エネ機器等設置工事以外の建築工事等）が発生する場合の契約・発注の仕方はどうすればよいですか？

A2 工事等の契約支払いに当たっては、助成対象となる工事等と、助成対象外の工事等の費用が明確に分

かるように記載してください。助成対象分と助成対象外分は、分離して発注・契約することが望ましいです。なお、助成対象分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約（創エネ機器等の設置工事とヒートポンプ式の給湯器等を設置する工事等）で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください（助成対象費用の判別ができない場合は、助成金が支払われないことがあります。）。

Q3 助成事業の契約は、随意契約ではダメなのですか？

A3 手引きの『1.5.8: 契約について』で助成事業の実施に当たり、売買・請負その他の契約を行う場合は、入札・複数者からの見積書の徴取、その他の方法により競争に付さなければならないと記載されています。

Q4 助成対象機器（CGS等）の導入を計画しています。助成事業期間の要件を教えてください。

A4 本事業では、平成26年度から平成30年度の5年間に、毎年度2回（上半期・下半期）の申請受付期間（申請受付回数は計10回となります。）を設けます。助成対象事業は、平成32年12月28日までに、助成対象機器の設置工事を完了し、「工事完了報告書」（第13号様式）が提出でき、公社が定める助成金申請様式を作成提出できる案件となります。なお、本事業の総予算30億円を超えた申請受付回をもって、本事業による助成金募集は終了します。

Q5 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに助成事業に係る「工事完了報告書」（第13号様式）を公社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、工事の完了とは、最後の1台の工事を終了した時点となるのですか？

A5 本事業では、助成事業に係る工事の完了後に提出する「工事完了報告書」について、提出期限を遅くとも平成32年12月28日までとしています。この場合の工事の完了とは、助成申請事業に係る最後の1台の工事を終了した時点となります。公社は、当該「工事完了報告書」について書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められたときに、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を通知します。

なお、助成事業者は、公社より「助成金確定通知書」（第14号様式）を受領するとともに、設計及び工事の請負業者等に対して全ての工事検収に加え、支払いが完了し、領収書の発行等がされた時点で、「助成金交付請求書」（第15号様式）を提出するものとします。

Q6 平成32年12月28日までに事業を完了できない場合、どうしたらいいのですか？

A6 助成金の交付期限が決められていますので、平成32年12月28日の期限は、厳守しなければなりません。12月28日以降に完了予定がずれ込む場合は、原則助成事業廃止申請書の提出が必要です。詳細については、ご相談ください。

なお、本助成事業と並行して、耐震化事業（1.5.6. 注参照）に係る工事を助成事業対象施設で同時期に行う場合においては、平成33年12月28日まで延長することができます。

Q7 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A7 申請時点では契約前ですので、メーカーまで確定するものではありません。「助成事業計画変更申請書」（第9号様式）を提出してください。

Q8 エネルギーマネジメントの実績に関する報告書等は何年間提出が必要ですか？

A8 「工事完了報告書」(第13号様式)に記載された完了日の属する年度の翌年度から起算して2年間の継続した月別に計測されたデータが必要です。このデータに基づき各年度のエネルギーマネジメントの実績に関する報告書(第5号様式)及び発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書(第6号様式)を提出していただきます。

Q9 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのですか？

A9 入札条件を見積提出業者に周知徹底させ、見積仕様等に間違いがないようにすることと、発注先の選定にあたり、競争入札(又は複数者の見積競争)を徹底するためです。

Q10 発注先選定理由書とは何ですか？

A10 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札(又は複数者の見積競争)が著しく困難又は不適切である場合、予めセンターに発注先選定理由書(以下「理由書」という。)を提出する必要があります。

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当箇所が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

申請後に理由書を提出する場合、至急提出し、契約前に公社審査担当者の了解を得てください。契約後に理由書を提出すべき案件と判明した場合は、対象外となる場合もあります。

Q11 どのような理由であれば随意契約が認められますか？

A11 競争入札(又は複数者の見積競争)が原則です。どうしても困難又は不適切である場合のみ例外的に随意契約が認められるとお考えください。

以下の場合には認められない場合もありますので、御注意ください。

- ・仕様を満たす機器が特定メーカーに限定され、直接見積を取るのが最も安価である
⇒あくまで複数者の見積が必要です。代理店、商社等他社からも見積書を手に入れてください。
- ・導入したい機器の代理店である。

⇒見積書を該当事業者自身が提出する場合は、利益排除を行って、随意契約することとなります。

⇒見積書をメーカーが直接提出する場合は、他の代理店、商社等からも見積書を手に入れてください。

Q12 ガス工事の随意契約が認められるのは、どのような場合ですか？

A12 ガス工事の契約時点において、年間ガス契約量が10万 m^3 未満(46MJ/ m^3 換算)の助成事業者は、敷地内ガス管敷設工事についてガス供給事業者との随意契約を特別認めています(発注先選定理由書不要)。ガス工事であっても商社、設備会社などとの契約を予定している場合は、競争入札(又は複数者の見積競争)となります。

Q13 関係会社からの調達については利益相当分を排除するとあるが、関係会社の規定は、何ですか？

A13 助成事業者が以下(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合も含む)、利益等排除の対象となります。

利益控除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社をいいます。

- (1) 助成対象事業者自身
- (2) 100%同一資本に属するグループ企業
- (3) 助成事業者の関係会社(除く(2))

※財務諸表等規則第8条における定義

・「子会社」

(1) 議決権の過半数を実質的に所有している。

(2) 議決権の40～50%を所有し、且つ、役員派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

・「関連会社」

法の規定により財務諸表を提出すべき会社の(1)親会社(2)子会社(3)関連会社(4)財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

Q14 申請の撤回をする場合、交付決定後14日以内とあるが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応はどうすればよいのですか？

A14 「申請撤回届出書」(第8号様式)の提出期限は、「助成金交付決定通知書」(第3号様式)を受領して14日以内に、交付決定内容又はこれに付された条件に対する異議があるなど、やむを得ない事由がある場合の期限です。事態の変化により取り下げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書」(第12号様式)を提出してください。

Q15 排熱利用設備(排熱投入型吸収式冷温水発生機・排熱ボイラ等)は、既設を利用し、CGS本体だけのリプレースを申請する場合、エネルギー利用効率の計算や申請範囲はどうすればよいですか？

A15 新設の場合と同様に記載している内容で発電効率及び排熱利用率を計算してください。助成対象範囲は、CGS本体の設備設置工事費となります。新しいCGSと既設の排熱利用設備の間をつなぐ配管・配線工事費は助成対象にはなりません。

Q16 燃料使用量は専用ガスメーターであれば、取引用メーターでもよいか？管理用ガスメーターの取り付けが必要ですか？

A16 専用ガスメーターであれば、取引用メーターでも構いませんが、将来メインのガス配管から分岐して他のガス設備を使用する場合には、管理用ガスメーター等の取り付けが必要です。また、排熱利用設備でガスを追い焚きする場合は、別のメーターを設置し、CGSと排熱利用設備の双方にガスメーターの設置をお願いします(専用にしないとCGSの排熱利用率の計算値が正確に算定できません。)

なお、ガス配管は公道からの受入配管図(アイソメ図)及び各所のガス配管図の添付が必要です。CGSや排熱ボイラに使用されるガス量が特定できているかを確認できる図面が必要です。

Q17 助成金は、いつ支払われますか？

A17 助成事業者は、工事完了後すみやかに「工事完了報告書」(第13号様式)を公社に提出し、公社による現地調査を含む工事完了の確認を受ける必要があります。公社は、当該事業が適正に完了していると判断した場合、「助成金確定通知書」(第14号様式)を送付します。助成事業者は、「助成金確定通知書」受領後、「助成金交付請求書」(第15号様式)に工事代金支払いの領収書を添えて公社に提出します。公社は内容確認後助成金を支払います。

Q18 「エネルギーマネジメントの実績に関する報告書」(第5号様式)及び「発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書」(第6号様式)は、いつ提出する必要がありますか？

A18 「エネルギーマネジメントの実績に関する報告書」(第5号様式)及び「発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書」(第6号様式)の提出は、「工事完了報告書」(第13号様式)の届出を行った年度の翌年度から2年間、毎年5月末までに、前年度の実績について報告書を提出してください。

- Q19 取得した設備を法定耐用年数以内に移設する場合は問題ないか（使用は継続する）
A19 変更申請書を提出し、公社（又は都の）承認の上移設してください。
- Q20 リース期間が終了し物件を譲渡した場合に、助成金返還リスク（何らかの不正が譲渡後に起こった場合）は、リース会社に残りますか？
A20 まず、リース契約にリース満了後の機器の取扱いについて、明記する必要があります。再リースであれば、設備の所有者がリース事業者です。また設備が助成事業実施施設の所有者に譲渡された場合は、設備の所有は助成事業実施施設の所有者となります。東京都又は公社は、設備の所有者に対して、助成金の返還請求を行います。
- Q21 ESCO 事業者とリース事業者で共同申請を行う場合に、ESCO 事業者と工事業者が関係会社である場合、利益排除の対象になるのでしょうか？（受発注に直接絡まない）
A21 基本的には、ESCO 事業者が機器の仕様を決定し、適切な機器を選定後、リース事業者が複数の工事会社に見積り依頼をします。複数の工事会社の中で、最も安い価格に工事会社に発注されますが、発注先が ESCO 事業者の関係会社に相当する場合は、利益排除の対象となります。
- Q22 助成事業実施施設所有者の破たん、事業停止等（申請者の責に抛らない理由）で助成事業期間内の利益が喪失した場合に事業廃止が認められた際の助成金返還と財産処分について教えてください。
A22 助成事業実施施設の破たん等、事業停止に伴い、事業廃止届を助成事業である ESCO 事業者及びリース事業者が提出します。事業廃止届（交付要綱第 19 条第 5 項）には、廃止届の承認に当たって、公社は条件を付すことができると規定しています。その条件の中に、助成金返還が記載されている場合は、返還の義務が発生します。その場合、東京都又は公社は、助成金の交付先である ESCO 事業者若しくはリース事業者へ返還を要請します。
- Q23 下記の場合に助成金の返還等がありますか？
①病院の移転等に伴い法定年数以内の対象設備を移設した場合
②補助対象施設を停止した場合
③建物の老朽化による建替えによる設備の撤去
A23 ①計画変更に伴う申請書（第 9 号様式）を提出し、東京都及び公社の指示に従っていただきます。
②補助対象施設を停止した場合は、財産の管理及び処分の項目に該当しますので、取得財産等処分承認申請書（第 16 号様式）を提出し、東京都及び公社の指示に従っていただきます。
③上記②と同様の対応をお願いします。

7. その他

- Q1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？
A1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定し、請求を受けた後に支払いを行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

- Q 2 申請書類の作成等に必要な経費は、公社に請求できますか？
A 2 公社への請求はできません。書類作成に要する経費及び公社へ書類を提出するのに必要な交通費等は、事業関係者の負担となります。
- Q 3 既存施設ばかりでなく、新築施設も助成対象施設となるのですか？
A 3 交付条件を満足する新築施設は、助成対象となります。
- Q 4 取得した助成金の圧縮記帳は可能ですか？
A 4 手続きについては、所轄の税務署又は税理士にご相談ください。
- Q 5 病院運営する医療法人ではなく、MS（メディカル・サービス）法人に対して ESCO 契約を締結してもよいか？
A 5 病院を運営する医療法人等に限ります。MS は対象外です。（MS は、医療法の適用を受けません）
- Q 6 ESCO 契約について、サービス料金が省エネ効果量を上回っても構わないでしょうか？（はみ出し ESCO も申請対象となるか。）
A 6 ESCO の基本は、削減金額＞サービス料金となります。サービス料金が、単年度の削減額を上回る場合も助成対象となりますが、助成事業対象施設の所有者又は運営者が納得した上での申請となるよう、十分な説明を行ってください。
- Q 7 自社購入とリース調達が混在しているプロジェクトでも助成対象となりますか？
A 7 明確に区分できるのであれば、問題ありません。助成対象設備が重複しないように厳重に注意願います。重複している時は、助成事業の取消しに該当する場合がありますので、ご注意ください。
- Q 8 ESCO 事業者の具体的な連絡先や担当者名を知りたい。
A 8 東京都では、ビジネス事業者登録制度があり、ESCO 事業者やコンサルタント等の事業者の登録制度を運営しています。クール・ネット東京のホームページのビジネス事業者紹介ページ（<http://www.tokyo-co2down.jp/check/registration/intro/>）。のページ下部の地球温暖化対策ビジネス事業者登録一覧の業種区分の『ESCO 事業者』の口にチェックを入れて検索をクリックすると、ESCO 事業者として登録されている会社の一覧表が出ますので、記載内容ご検討の上、ESCO 事業者へお問い合わせください。
また、ESCO 推進協議会の会員事業者も本事業の助成対象事業者となりますので、ESCO 推進協議会のホームページ（<http://www.jaesco.or.jp/>）から ESCO 事業者を検討することも可能です。